

# 静岡県育英会奨学金返還の手引

～返還を始める皆さんへ～

静岡県育英会の奨学金は貸与であり、‘借りたものは返す’というごく当然のことが行われてはじめてこの制度が成り立っていきます。

返還が遅れますと新規奨学生の採用のための資金に支障が生じますので、後輩のためにも約束どおりの方法で確実に返還してください。

## 1. 奨学金の返還の手続き

奨学金の貸与が終了するにあたり、事前に在學校を通じて奨学金借用証書等に連帯借用人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付し、本会に提出してください。

- 学校提出書類
- (1) 奨学金借用証書
  - (2) 連帯借用人及び連帯保証人の印鑑登録証明書 各1部ずつ
  - (3) 銀行預金口座振替申込書（郵便局からの返済を希望する人は提出の必要はありません）

## 2. 奨学金借用証書等の作成

太線の枠内に、記入もれのないよう正確・鮮明に記入してください。誤って記入した場合は、訂正印（連帯借用人及び連帯保証人は実印）を押印してください。

### 奨学金借用証書について……………【記入例1】

- (1) 借 用 金 額 奨学金返還明細書に記入された借用金額を参照し、金額を記入してください。
- (2) 本 人 別添（写）の奨学生願書に記載された本人。
- (3) 連帯借用人 別添（写）の奨学生願書に記載された連帯借用人。  
なお、連帯借用人は、親権者又は後見人で返還について奨学生と連帯して責任を取らなければなりません。
- (4) 連帯保証人 別添（写）の奨学生願書に記載された連帯保証人。  
なお、連帯保証人は、将来奨学生及び連帯借用人と連帯して返済の責任を負わなければなりません。
- (5) 自署と押印 本人・連帯借用人・連帯保証人は、それぞれ自署してください。また、連帯借用人及び連帯保証人は、実印を押印してください。（本人は認印でも可）

**奨学金返還明細書**について…………… **【記入例2】**

(1) 太線の枠内を記入してください。

(2) 返還方法

**A 銀行預金口座振替・B 郵便局窓口送金**のどちらかを○で囲んでください。  
特に支障がない場合は、銀行自動振替をお勧めします。  
銀行の場合は、支店名を記入してください。

**A 銀行預金口座振替** (自動振替) 静岡銀行・スルガ銀行・清水銀行の本支店の預金口座から**毎月5日**(銀行休業日の場合は翌営業日)に自動的に引落とされます。(手数料無料)  
ア 口座名義は、奨学生または連帯借用人(親権者または後見人)に限ります。  
イ 本会からの振込額領収書は、その都度発行しませんが、完済した時に、完済領収書及び借用証書を送付します。  
ウ 残高不足等で口座振替が不能の場合は、本会から送付する郵便払込票を使用し、郵便局から当該月末までに送金してください。

**B 郵便局窓口送金** (自動振替はできません) ア 本会から後日送付される専用の郵便払込票に住所・氏名・金額を記入し、お近くの郵便局から送金してください。(手数料無料)  
イ 送金は、毎月月末までにしてください。  
ウ 本会からの領収書は、その都度発行しませんから、郵便局の受領証を完済するまで保管してください。  
完済した時に、完済領収書及び借用証書を送付します。

**※ A 銀行預金口座振替を希望する方へ(お願い)**

同封の「**預金口座振替依頼書・申込書**」(2部複写なので注意)にもれなく記入・押印し、銀行窓口へ持参して手続きをしてください。

1枚目の「依頼書」→銀行へ提出

2枚目の「申込書」→銀行の確認印を押してもらい、借用証書とともに学校経由で本会へ提出

なお、銀行に出向くことが困難な場合は、間違いなく記入・押印のうえ、2枚とも学校経由で本会へ提出してください。

(3) 送金方法

A 月賦・B ボーナス併用月賦・C 半年賦・D 一括払いのうち、希望する送金方法を○で囲んでください。

ボーナス併用月賦の場合、ボーナス月を記入してください。(ただし、銀行預金口座振替を希望する場合は、「8月・1月」と記入してください。)

半年賦を希望する場合は、支払月を記入してください。

年賦を希望する場合は、C 半年賦欄を使用し、支払月等を記入してください。

(4) 返還期間

奨学金の返還は、貸与終了月の翌月から6ヵ月間の据え置き期間を経過した月から返還開始となります。(例：貸与終了月が3月の場合は、10月から返還開始)

なお、早く完済したい場合は、返還開始月を早めてもかまいません。

返還期間は、奨学金の貸与期間の2倍の期間内に返還しなければなりません。

貸 与 終 了	返 還 開 始	(例)	完 済
		3年間貸与された者	6年以内
		2年間     "	4年以内
		1年間     "	2年以内
6ヵ月 据置期間	返 還 期 間		

(5) 返還金額(送金金額)

返還金額は、貸与月額区分により、年額において下記の金額以上返還しなければなりません。

返還金額の例は、下記の表のようになります。

《返 還 例》

貸与月額	返還年額	送金方法と金額(例)	
15,000円	90,000円以上	月賦	7,500円×12回 =90,000円
17,000円	102,000円以上	月賦	8,500円×12回 =102,000円
24,000円	144,000円以上	月賦	12,000円×12回 =144,000円

※その他にボーナス併用月賦・半年賦・年賦・一括払いも可。

※同封した、奨学金返還カード(本人管理保存用)の「年月」、「要返還額」に内容を記入して返還計画をたててください。

また、奨学金の返還が完了するまで、このカードを使用して、返還金額を管理するようにしてください。

奨学生・連帯借用人・連帯保証人調べについて……………【記入例3】

- (1) 太線の枠内に正確・鮮明に記入してください。
- (2) 奨学生本人の勤務先等が未決定の場合は、鉛筆書きで未定と書き、決定後、電話または書面で連絡してください。
- (3) 進学・疾病その他特別の事由のため奨学金の返還が困難な者には、願い出によって一定の期間、その返還を猶予することができます。

進学のため返還猶予を希望する人については、4月に本会から「返還猶予申請書」を送付しますので、進学先の学校で「在学証明書」の発行を受け、添付して返送してください。

ア 進学希望…進学を予定している人は、有無欄の有を○で囲んでください。

イ 返還猶予希望…返還の猶予を希望する人は、有無欄の有を○で囲んでください。

奨学金借用証書、奨学金返還明細書、奨学生・連帯借用人・連帯保証人調べは、各自、コピーをとって保存しておいてください。

### 3. 異動の届出

奨学金返還完了前に、本人、連帯借用人または連帯保証人の身分、住所、職業、電話番号、その他重要な事項に異動があったときは、ただちに本会に届け出なければなりません。

### 4. 延滞利息

正当な理由がなくて奨学金の返還を延滞したときは、日歩2銭（年利7.3%）の延滞利息を課すほか強制執行の手続きをとることがありますので、確実に返済するようにしてください。

### 5. 返還免除

奨学生または奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡または心身障害者等となり返還不能となったときは、奨学金の全部または一部の返還を免除することができます。この場合は、連帯借用人及び連帯保証人が返還能力のないときに限られます。

※奨学金借用証書の提出が遅れますと、第4回分の奨学金の送金を一時保留にする場合もあります。

ご不明の点につきましては、本会までお問い合わせください。

社会福祉法人静岡県育英会 電話：054-254-5239

住所：〒420-0856

静岡市葵区駿府町1番70号